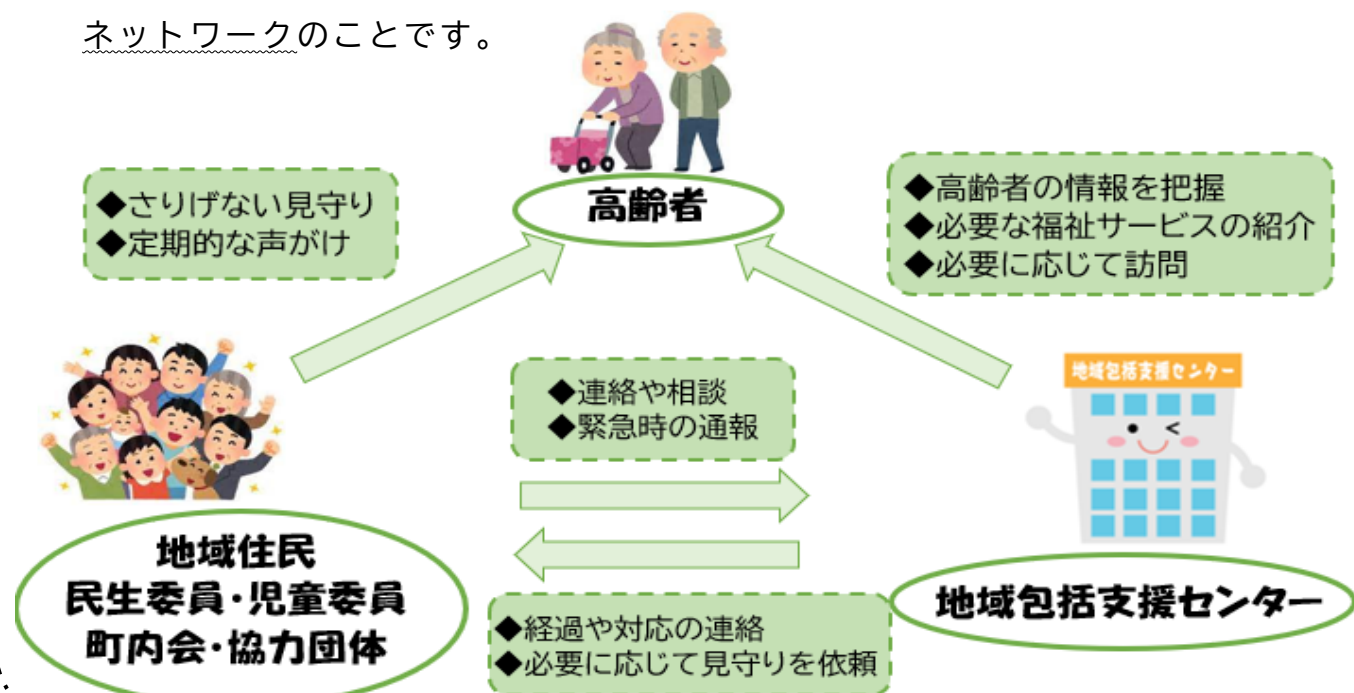




地域安心ネットワークを活用しませんか？

地域安心ネットワークとは、地域住民や様々な団体・事業者により地域見守り活動にご協力をいただき、プライバシーに配慮しながら地域内で日常的に見守るネットワークのことです。



○地域住民の皆様へ

住民同士の普段からのあいさつや、支援を必要としている方へのさりげない見守りにご協力をお願いします。



よろしく
お願いします

<こういった場合にはご連絡ください！>

- ・カーテンが閉まったままになっている
- ・郵便物や新聞が溜まっている
- ・日中でも電気がついたままになっている
- ・洗濯物が干したままになっている
- ・しばらく顔を見ていない など



その他、異変を感じたら、地域包括支援センターまでご連絡ください。

見守りを希望される方やご近所で心配な方がいるという方は、阿寒地域包括支援センター（電話：66－1234）までご連絡ください。

ご注意ください！！

消費者トラブル急増中！！

釧路市内において高齢者による消費者トラブルが相次いでおります。
今回は、実際にあった事例を紹介します。
消費者トラブルに遭遇したらご連絡ください！



■『訪問買い取り（訪問購入）』に注意！

買い取り業者を名乗るものから「不要な物を何でも買い取ります」と電話があった。後日、自宅に来た業者に食器を買い取ってもらおうとすると「貴金属がないと他の物は買い取らないし帰らない。」と居座られた。結局怖くなって指輪を売ってしまった。

⇒訪問買い取りでは、電話で商品を何でも買い取ると言った後、訪問後に異なる物品の売却を求めることは法律で禁止されています。また、訪問買い取りは8日間以内にクーリング・オフすることができます。

■『釧路市役所を騙る還付金詐欺に』に注意！

釧路市役所の職員を名乗るものから「払いすぎている保険料があるので還付したい。銀行口座を教えてほしい。」と電話があった。

怪しいと思い釧路市役所に電話したところ嘘だということが分かった。

⇒還付があったとしても、電話で金融機関情報について一方的に聞き出したり、ATMの操作を指示することはありません！

不審な電話がきた、「被害に遭いそう」と思ったときには、阿寒地域包括支援センターや、阿寒駐在所、釧路市消費生活相談室までご相談ください。



～連絡先～

【阿寒地域包括支援センター】	TEL：66-1234
【阿寒駐在所】	TEL：66-3054
【釧路市消費生活相談室】	TEL：24-3000